

日本医学放射線学会次々々期（平成 28 年度）会長の選出

日本医学放射線学会
選挙管理委員会

次々々期会長（平成 28 年度）の決定は、以下の方法にて行うものとする。

記

1. 会長候補者になろうとするものは、選挙管理委員会が定めた期日（平成 25 年 2 月 28 日）までに所定の用紙を用いて、氏名、所属する施設名、生年月日、経歴および所信を記載し学会に届けなければならない。推薦人は必要としない。
届け出用紙は学会事務局に請求すること。
2. 選挙管理委員会は、会長候補者全員のリストを作成し代議員に送付する。
3. 代議員は上記候補者リストの中から 1 名を代議員会（総会）で選挙し選出する。この候補者リスト以外からの選挙は出来ない。

会長選挙の投票は平成 25 年 4 月の日本医学放射線学会代議員会（総会）にて行います。